

参議院議員選挙

投票日時

7月20日

7時～20時

公示日

7月3日(木)

【問合せ】 板橋区選挙管理委員会事務局 3579-2681

「投票所のお知らせ」をお送りします

板橋区の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に投票できる方には、「投票所のお知らせ」を世帯ごとに封書で公示日前後にお送りいたします。投票の際はご自身の氏名が記載されているものを投票所にお持ちになってください。

なお、届かない場合・紛失した場合でも、板橋区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票の際、係員にお申し出ください。

投票記念カードについて

各期日前投票所および当日投票所において、投票を行った人のうち、希望する方に投票記念カードを配付いたします。6月に行われた東京都議会議員選挙で配付した投票記念カードと並べると一つのイラストになるようデザインされています。数に限りがあり、なくなり次第終了となります。

参議院議員選挙の投票記念カード

投票要件や投票所のご確認を

投票要件

- 対象＝令和7年7月2日時点で、次の両方の要件を満たす方
- 日本国籍を有し、平成19年7月21日以前に生まれた方
- 令和7年4月2日までに板橋区へ転入の届出をし、引き続き3か月以上、板橋区に住民登録されている方

板橋区に転入 ※「転入」は 役所に届け 出た日	4月2日以前に板橋区に転入の届け出をして、引き続き居住している方	→ ○ 板橋区で投票できます
	4月3日以後に板橋区に転入の届け出をした方	→ × 前住所地の選挙人名簿に登録があれば前住所地で投票できます
板橋区から転出 ※「転出」は 異動した日	3月3日以前に板橋区から転出した方	→ × 板橋区で投票できません ※新住所地の選挙人名簿に登録されていれば新住所地で投票できます
	3月4日～4月2日に板橋区から転出し、新住所地に転入の届け出をした方	→ △ 新住所地の選挙人名簿に登録されていれば新住所地で投票できます
	4月3日以後に板橋区から転出した方	→ ○ 板橋区で投票できます ※ただし、板橋区の選挙人名簿に登録がなければ投票できません
板橋区内で転居	6月11日以前に転居の届け出をした方	→ ○ 転居先の住所の投票所で投票できます
	6月12日以後に転居の届け出をした方	→ ○ 前の住所の投票所で投票できます

投票の順序及び方法

1
名簿対照

選挙人名簿に登録されている本人であることを確認します。

2
用紙交付①
参議院議員選挙
(東京都選出)

投票用紙を1枚お渡しします。

薄い黄色

3
参議院議員選挙
(東京都選出)

「薄い黄色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。

4
用紙交付②
参議院議員選挙
(比例代表選出)

投票用紙を1枚お渡しします。

白色

5
参議院議員選挙
(比例代表選出)

「白色」の投票用紙に候補者氏名又は政党等の名称を記入し、投票してください。